介護老人保健施設水之尾　短期入所療養介護重要事項説明書

2024年1月1日現在

あなたに対する介護老人保健施設サービス提供にあたり、介護保険法に関する平成11年3月31日厚生省令第40号（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）第5条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次の通りです。分からないこと、分かりにくいことがあれば、遠慮なくお尋ねください。

運営規程の概要

1）開設者の情報

法人名	医療法人小林病院
法人所在地	〒250-0011　神奈川県小田原市栄町1-14-18
連絡先	電話番号　0465-22-3161　ファックス番号　0465-23-1865
代表者氏名	理事長　小林　泉
設立年月日	昭和26年3月

2）施設の情報（併設事業所含む）

施設の種類	指定介護老人保健施設　（神奈川県知事指定第1452380004号）		
施設の名称	介護老人保健施設水之尾		
施設の住所	〒250-0033　神奈川県小田原市水之尾38-1		
連絡先	電話番号　0465-24-6051　ファックス番号　0465-24-6073		
管理者氏名	施設長　佐藤　啓治		
指定年月日	平成10年9月1日		
施設の形態	従来型		
併設事業	短期入所療養介護（神奈川県知事指定第1452380004号） （介護予防）短期入所療養介護（神奈川県知事指定第1452380004号） 通所リハビリテーション（神奈川県知事指定第1452380004号）		
建物の構造	鉄筋コンクリート造		
延べ床面積	3888.45㎡		
設備関係	名称	数	面積
	療養室	31室	898.34㎡
	診察室	1室	16.47㎡
	機能訓練室	1室	162.81㎡
	談話室	3室	1階27.29㎡　2階28.09㎡　3階27.63㎡
	食堂	3室	1階54.14㎡　2階111.98㎡　3階105.89㎡
	一般浴室	1箇所	61.70㎡
	機械浴室	1箇所	31.76㎡
	レクリエーションルーム	2箇所	2階28.25㎡　3階26.09㎡
	洗面所	2箇所	2階10.27㎡　3階19.94㎡
	便所	3箇所	1階46.68㎡　2階73.12㎡　3階73.12㎡
	サービスステーション	3箇所	1階6.97㎡　2階38.29㎡　3階38.84㎡
	調理室	1箇所	149.48㎡
	洗濯室又は洗濯場	3箇所	1階33.32㎡　2階1.95㎡　3階1.95㎡
	汚物処理室	2箇所	2階10.72㎡　3階10.72㎡

3）入所定員

介護老人保健施設	従来型	定員100名
（介護予防）短期入所療養介護	空床型	－

4）目的及び運営方針

①目的

当施設は、介護保険法その他関係法令の定めるところにより、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めていくとともに、利用者の居宅における生活への復帰を検討していくこと、また、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう「入所」「短期入所療養介護」「通所リハビリテーション」サービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とします。

②運営の方針

当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある場合等、緊急やむ得ない場合以外、原則として利用者に対し、身体拘束を行わない。

当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的なサービス提供を受けることができるよう努める。

当施設では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるよう努める。

サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族等に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、利用者の同意を得て実施するよう努める。

5）従業者の職種、員数、勤務体制及び業務内容

①従業者の職種、員数、勤務体制

職種	法定基準	常勤換算人数	常勤・非常勤別（実人数）	勤務体制（主な勤務時間）
施設長（管理者）	1	1		8：30～17：00
医師	1以上	1	常勤　1人	8：30～17：00（夜間オンコール）
薬剤師	0.4	0.4	非常勤　0.4人	8：30～17：00
看護職員	9.4	11.3	常勤　9人 非常勤　4人	8：30～17：00・16：30～9：30
介護職員	23.6	34.9	常勤　31人 非常勤　5人	8：30～17：00・7：00～15：30・11：00～19：30・16：30～9：30
その他職員	0	7	常勤　5人 非常勤　3人	8：30～17：00
支援相談員	1以上	3	常勤　2人	8：30～17：00
管理栄養士	1	1	常勤　1人	8：30～17：00
介護支援専門員	1	1	常勤　1人	8：30～17：00
理学療法士		3	常勤　3人	8：30～17：00
作業療法士		2	常勤　2人	8：30～17：00
言語聴覚士				
調理員・清掃員				業者委託

②従業者の業務内容

職種	職務内容
施設長（管理者）	施設職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
医師	利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
薬剤師	医師の処方指示に基づき、調剤及び医薬品の管理業務を行う。
看護職員	医療の診療補助及び医師の指示を受けて、利用者の看護や施設の保健衛生業務を行う。
介護職員	利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
その他職員	事務等、その他業務を行う。
支援相談員	利用者の入退所、生活相談及び援助の計画立案、実施に関する業務を行う。
管理栄養士	食事の献立、栄養管理・栄養指導を行う。
介護支援専門員	施設サービス計画の作成等、利用者の介護支援に関する業務を行う。
理学療法士	利用者に対し機能訓練・指導等の業務を行う。
作業療法士	利用者に対し機能訓練・指導等の業務を行う。

6）提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
施設サービス計画の立案	利用者及び家族等の意向を踏まえた上で、短期入所サービスの目標及びそのサービス内容を盛り込んだ施設サービス計画を作成し、説明、同意を得た上で実施します。また、サービス計画の内容はお申し出によりいつでも変更相談が可能です。
医療・看護	療養上必要な医療の提供は、医師、看護師が利用者の状態に応じて行います。それ以外でも必要がある場合には適宜診察しますので、看護師等にお申し付けください。但し、当施設では行えない処置や手術、その他病状が著しく変化した場合は、医療機関での治療となります。
食事提供及び栄養管理	管理栄養士が、栄養並びに利用者の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しますので、食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。利用者の自立支援のため、食堂にて食事をとっていただくことを原則とします。 昼食12：00～13：00
入浴	入浴回数は、利用日数、利用曜日により都度異なります。心身状況により実施できない場合や拒否があった場合は、清拭にて代替する事があります。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機能訓練	利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復または、その減退を防止するための訓練を実施します。
健康管理	医師、看護、介護職員等により、利用者の心身状況等の健康管理に努めます。
離床	寝たきり防止のため、可能な限り離床のお手伝いをします。
着替え	利用者の心身状況及び希望に応じて適宜実施します。
整容	身の回りのお手伝いをします。
シーツ交換	入所日はシーツ交換済みの状態でお迎えします。入所後は週1回交換。
寝具の消毒	寝具の消毒は月1回行います。
洗濯	ご希望に応じて衣類の洗濯を行います。
理美容	ご希望に応じて月2回理美容を行います。
介護相談	利用者とその家族等からのご相談に応じます。
その他	日常生活に変化をつけるため、レクリエーションを行います。

7）利用料その他費用の額、お支払い方法等

①介護保険負担割合について

介護保険給付の対象となるサービスの提供を受けた場合は、通常、利用料の1割が自己負担となりますが、一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割または3割負担になります。詳細は、各市区町村から発行される介護保険負担割合証をご確認の上、事務室にご提示ください。

②介護保険給付対象外のサービスについて

利用者が介護保険の適用を受けていない場合又は介護給付対象外のサービスの提供を受けた場合は、利用料の全額が自己負担となります。

③介護保険負担限度額認定制度について

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）またはショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）の利用時に食費及び居住費（滞在費）は自己負担となっていますが、世帯の所得状況等の一定の条件を満たす場合は、お住いの市区町村に申請し、認定を受けることで負担が軽減される制度です。お持ちの方は事務室にご提示ください。申請にあたり年金収入等や預貯金等の条件がありますので、詳細はお住いの市区町村にお問合せください。また、負担限度額の有効期間は、申請した月の初日から直近の7月31日までとなります。有効期間終了後も、引き続き負担限度額制度を利用するには、再度申請が必要になりますのでご注意ください。

段階	所得要件	資産要件
1	生活保護を受給しているかた。市区町村民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給しているかた。	預貯金、有価証券等の金額の合計が、1,000万円（配偶者がいる場合は2,000万円）以下。
2	市区町村民税非課税世帯であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額が80万円以下のかた。境界層のかた。	預貯金、有価証券等の金額の合計が、650万円（配偶者がいる場合は1,650万円）以下。
3の1	市区町村民税非課税世帯であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額が80万円を超え120万円以下のかた。境界層のかた。	預貯金、有価証券等の金額の合計が、550万円（配偶者がいる場合は1,550万円）以下。
3の2	市区町村民税非課税世帯であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額120万円超えのかた。境界層のかた。	預貯金、有価証券等の金額の合計が、500万円（配偶者がいる場合は1,500万円）以下。
4（非該当）	市区町村民税課税世帯のかた。配偶者が市区町村民税課税のかた。介護保険料を滞納しているかた。	利用者負担段階に応じた上記資産要件を満たさないかた。

段階	居住費（従来型個室）	居住費（多床室）	食費（施設入所）	食費（短期入所）
1	490円	0円	300円	300円
2	490円	370円	390円	600円
3の1	1,310円	370円	650円	1,000円
3の2	1,310円	370円	1,360円	1,300円
4（非該当）	1,666円	550円	1,800円	1,800円

④介護保険料の滞納について

利用前又は利用後、介護保険料を滞納している場合又はした場合、介護保険自己負担分は償還払いとなりますので、速やかに当施設までお申し出ください。

⑤サービス料金

本書及び入所重要事項説明書添付の「介護老人保健施設水之尾短期入所療養介護料金早見表」と「水之尾短期入所料金表（1割負担・2割負担・3割負担）」をご確認ください。ご不明な点等ございましたらお気軽にお問合せ下さい。

⑥利用料のお支払い方法

当月分の利用料（介護報酬の自己負担分、居住費及び食費、介護保険給付対象外サービスの利用料）の請求書を、翌月15日前後に、利用者が指定した者に送付し、毎月20日、利用者が指定した金融機関から口座引き落としさせていただきます。領収書は、口座振替確認後、翌月の請求書に同封して発行します。領収書の再発行はできませんので、大切に保管してください。

⑦初回引き落としの注意事項

口座振替申込書提出後、口座登録に45日前後かかるため、初回の引き落としは2ヶ月分まとめての引き落としとなります。

⑧医療費控除について

当施設の利用料の一部は医療費控除対象（介護保険給付費、食費、居住費）となります。詳細は領収書に記載してありますのでご確認ください。領収書の再発行はできませんので大切に保管してください。

【1】介護保険給付内サービス

ア）基本利用料（地域区分別1単位あたりの単価10.45円（5級地）

介護老人保健施設基本サービス費（基本型）	多床室		
	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	827円	1,729円	2,593円
要介護2	876円	1,831円	2,747円
要介護3	939円	1,963円	2,944円
要介護4	991円	2,071円	3,107円
要介護5	1,045円	2,184円	3,276円

介護老人保健施設基本サービス費（基本型）	個室		
	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	786円	1,572円	2,358円
要介護2	835円	1,670円	2,505円
要介護3	900円	1,800円	2,700円
要介護4	956円	1,911円	2,866円
要介護5	1,010円	2,019円	3,029円

イ）加算（要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます）

介護報酬総単位数に、厚生労働省が定める地域区分の単価（5級地10.45円）を乗じた額を算出し、それに介護保険負担割合証に記載された割合の負担となります。尚、給付制限がある場合には負担割合が異なります。

加算	要件	1割負担	2割負担	3割負担
夜勤職員配置加算	1日につき	25円	50円	75円

個別リハビリ加算	1日につき	251円	502円	753円
認知症ケア加算	1日につき	80円	159円	239円
重度療養管理加算1	1日につき	126円	251円	377円
送迎加算	1回につき	193円	385円	577円
療養食加算	1回につき	9円	17円	25円
サービス提供体制加算（Ⅱ）	1日につき	19円	38円	57円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1ヶ月につき（算定した単位数に、3.9％を乗じた単位数）	算定した単位数により変動	算定した単位数により変動	算定した単位数により変動
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1ヶ月につき（算定した単位数に、2.1％を乗じた単位数）	算定した単位数により変動	算定した単位数により変動	算定した単位数により変動
介護職員等ベースアップ等支援加算	1ヶ月につき（算定した単位数に、0.8％を乗じた単位数）	算定した単位数により変動	算定した単位数により変動	算定した単位数により変動

【2】介護保険給付外サービス

サービスの種別	内容	自己負担額
理美容	原則月2回（毎月第2月曜日、第4火曜日）。頭髪カットのみのご利用となります。	別紙料金表の通りです。
洗濯料	ご希望に応じて、施設でクリニーングする場合。（月120枚上限）	別紙料金表の通りです。
教養娯楽費	ご希望に応じ、参加した場合のみ徴収。	実費
特別行事費	ご希望に応じて、特別な行事に参加した場合のみ徴収。	実費
おやつ	ご希望に応じて、1日2回（10時00分、15時00分）。	別紙料金表の通りです。
タオル・日用品のレンタル	ご希望に応じて、バスタオル、フェイスタオル、おしぼり、各種ソープ類、歯ブラシ、歯磨き粉、入れ歯洗浄剤、綿棒、カミソリ、ティッシュペーパー、スキンケア用品等。専門業者との契約となります。	実費
特別な食事	ご希望に応じて、特別な飲食物を提供した場合。	実費
特別な室料	個室を使用する場合の特別な室料。	別紙料金表の通りです。
コピー機使用料	ご希望に応じて、1階コピー機を使用した場合。	別紙料金表の通りです。
健康管理費	ご希望に応じて、インフエンザ予防接種、肺炎球菌ワクチン、コロナワクチン接種等を行った場合。	別紙料金表の通りです。

診断書作成用検査代	ご希望に応じて、1階コピー機を使用した場合。	別紙料金表の通りです。
各種診断書作成	ご希望に応じて、1階コピー機を使用した場合。	別紙料金表の通りです。
証明書及び領収書の再発行手数料	ご希望に応じて、各種証明書の再発行を希望した場合。	別紙料金表の通りです。
その他	日常生活に必要な物品（但し、オムツ類を除きます。）は、利用者の全額負担となります。	

8）利用にあたっての留意事項

項目	内容
面会時間	新型コロナウィルス感染症対策として、毎月、面会時間、面会方法を文書でお知らせしています。文書は、お手数ですがご請求ください。急に変更になる場合もあります。
外出、外泊	新型コロナウィルス感染症対策として、外出は、9：30～15：30（365日。月2回迄）にて可能です。外泊はお断りしています。
居室・設備・器具	居室・設備・器具は本来の使用方法に従ってご利用ください。これに反した使用方法により破損等が生じた場合、原状回復や相当額を弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒・ペット及び動植物の持ち込み	施設敷地内での喫煙・飲酒は禁止です。また、施設内へのペット及び動植物の持ち込み及び飼育はお断りします。
同性介助	同性介助を心掛けていますが、職員採用や勤務体制や勤務シフト上、困難な場合があります。
宗教活動・政治活動・営利活動	施設敷地内での宗教活動及び政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
危険物の持ち込み	はさみ、ナイフ、カッター、針、カミソリ、ライター、マッチ、その他、施設が危険と判断した物の持ち込みはご遠慮ください。
携帯電話・タブレット・PC機器等の持ち込み	施設の許可なく携帯電話又はスマートフォン又はタブレット又はパソコンを持ち込むことはできません。許可した場合は、通話はサービスステーション内のみ。インターネット又はSNSは甲の居室内のみとなります。また、充電や操作等含め自己管理とし、破損、紛失等のトラブルに関して一切責任を負いません。また、自己管理困難又は使用に適さないと判断した場合は持ち込みをお断りすることがあります。
貴重品・所持品	貴重品（金銭、高額な物、大切にしているもの等）の管理は自己管理となり、紛失・破損につきましては一切責任を負えません。また、全ての所持品に名前の記入をお願いします。
洗濯物	施設に依頼する場合、業務用洗濯機、業務用乾燥機を使用する為、傷みやすい生地の衣類の持ち込みはご遠慮ください。
写真及び動画撮影	施設敷地内で、許可なく職員や他利用者の写真及び動画撮影はご遠慮ください。万が一、写ってしまっていた場合は削除をお願いします。
飲食物の持ち込み	面会時を除き、一切禁止となります。面会時に飲食物の形態や介助に不安がある場合は、事前にご相談ください。また、他利用者への飲食物の譲渡も禁止です。

9）協力医療機関及び協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人小林病院
院長名	辻内　和人
所在地・電話番号	神奈川県小田原市栄町1-14-18　TEL　0465-22-3161

その他	優先的な診療・入院治療等を保証するものでも、義務付けるものでもありません。

①急変時の対応について

○ 利用者の病状に急変が生じた場合等は速やかに適切な措置を講じ、家族等に連絡します。家族等に連絡がつかない場合は、病状に応じて施設待機か医療機関での診療を依頼する場合があります。

○ 急変時等に医療機関を受診する場合、施設から求めがあった際は、家族等の同伴をお願いします。

②サービス提供時間中の医療機関の通院について

○ 緊急時ややむを得ない場合を除き、サービス提供時間中に医療機関を受診することはできません。サービス利用前に受診するか、サービス終了後に受診をお願いします。その他、ご事情がある場合はご相談ください。

10）非常災害対策

災害時の対応	別途定める「介護老人保健施設水之尾消防計画」に則り対応を行います。
近隣との協力関係	小田原市と風水害発生時における一時避難所としての使用に関する協定を締結し、非常時の地域支援に努めています。
平常時の訓練	別途定める「介護老人保健施設水之尾消防計画」に則り、年2回訓練を行っています。避難訓練は利用者のかたも参加して実施しています。
防災設備	スプリンクラー、避難階段、自動火災報知器、誘導灯、ガス漏れ検知器、防火扉、シャッター、屋内消火栓、非常通報装置、漏電火災報知器、非常用電源、カーテン及び布団等は、防炎性能のあるものを使用しています。
消防計画等	小田原消防署への届け出年月日：平成16年8月23日　防火管理者　樋永　一郎

11）身体拘束等の原則禁止

当施設では、原則として入所者に身体拘束等を禁止しています。但し、利用者又は他人の生命・身体に対して危険（自傷他害等）が及ぶことが考えられるときは、緊急やむ得ない措置として利用者及びその家族等に対して、説明し、同意を得た上で、次の留意事項に留意し、必要最小限の範囲で行うことがあります。

緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
非代替性	身体拘束以外に、利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
一時性	利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

12）虐待防止に関する事項

当施設では、利用者等の人権の擁護・虐待防止のために、次の通り必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	介護支援専門員

②研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

③従業者が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

13）研修機会の確保について

新規採用後に資格の有無、在宅介護経験、施設介護経験、介護未経験、家族介護経験等を総合的に考慮し、また、個別の希望に応じて研修を行い、就業後も随時研修の機会を確保しています。また、当施設は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じています。

14）ハラスメントについて

当施設では、利用者及びその家族及び関係者（以下「利用者等」。）に対して真摯に対応し、信頼や期待に応えて、より良い介護サービスの提供を心掛けています。しかし、ごく一部の利用者等から、常識の範囲を超えた要求や当施設の職員や他の利用者の人格を否定する行動・暴力・セクハラ等、その尊厳を傷つけるものがあり、これらの行為は職場環境や診療環境の悪化を招いており重大な問題となっています。

当施設は、こうしたハラスメント行為を放置せず、職員のみならず、他の利用者及びその家族及びその関係者の人権を尊重し、擁護するために、また、「利用者を守る」ために「職員を守る」ことが、より良い介護サービスに繋がると考え、これらの迷惑行為等に対して、毅然とした態度で対応します。

①カスタマーハラスメントとは

カスタマーハラスメント対策企業マニュアル（カスタマーハラスメント対策企業マニュアル作成企業検討委員会、厚生労働省）では以下の通りに定義されています。

「カスハラ-ペイハラ-とは、顧客等（利用者・家族）からのクレーム・言動のうち、①当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、②当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者（当施設職員）の就業環境が害されるもの」

②カスタマーハラスメントに該当する行為

身体的な攻撃（暴行、傷害）、精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言）、威圧的な言動、土下座の要求、継続的で執拗な言動、拘束的な行動（不退去、居座り、監禁、長時間の電話や対応）、差別的な言動、性的な言動、職員個人への攻撃や要求。

③ハラスメントの具体例

身体介助中に殴る、叩く、つねる、蹴る。介助の声掛けに対し、大声で怒鳴ったり、「馬鹿野郎」「お前なんか辞めちまえ」等の暴言を言う。コップを投げつける。唾を吐きかける。特定の職員に対してのみ嫌がらせをする。声掛けを無視する。契約以上のサービス要求に対し「〇〇さんはやってくれたのに」と無理なサービスを要求する。学歴を見下す。職員の容姿を馬鹿にしたり、けなす等の人格否定や侮辱をする。入浴介助や排泄介助時等にあからさまに体を触ったり、二の腕を触る、手を引っ張り手の甲にキスをする、入浴介助時に「一緒に入りたい」と駄々をこねる、性的な話をする。意に添わない性的な誘いをする。必要もなく手や腕や胸、下半身を触る。陰部の洗い方を強要する。抱きしめる。気に入らないと「介護士ごときが」と暴言を言う。しつこく説教をする。

④当施設の対応

悪質と判断した場合は、介護老人保健施設水之尾短期入所療養介護サービス契約書第6条第5項に基づき契約を解除します。また、被害を受ける恐れがある場合や実際に被害にあったと判断した場合は、警察に通報します。

15）衛生管理等について

① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

② 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、連携に努めます。

③ 施設において、感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症対策の指針を整備し、感染症対策を検討する委員会を月に1回開催し、従業者に対して定期的に研修及び訓練をしています。

16）業務継続計画の策定等について

① 非常災害や感染症の発生時において、利用者に対する入所サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

17）サービスのキャンセルについて

① お休みする場合の連絡先は、0465-24-6051となります。

② キャンセル料は発生しませんが、なるべく早い段階で連絡ください。（当日連絡の場合は、朝8時迄）。

③ 台風、積雪、施設設備の故障や感染症の流行等により臨時休業する場合があります。

④ 送迎迎え時又は来設時に、甲の拒否や甲が体調不良があった場合は、利用の適否を検討し、利用が適さないと判断した場合は、甲の指定する者に連絡し、利用を控えていただく場合があります。

18）通常の実施地域及び送迎について

① 送迎範囲は、小田原市内全域、南足柄市一部地域、箱根町一部地域となります。

② 実施曜日は月曜日から金曜日(祝祭日を含む)。土曜日及び日曜日の送迎は実施していません。

③ 自宅と施設間のみの送迎です（途中下車は禁止です。）

④ 送迎時間は、交通事情や他の利用者の心身状態や天候、新規利用者によるルート変更、他の利用者の当日利用キャセンル等により変動します。特別な事情がある場合は事前にご相談ください。

⑤ 送迎は、自宅玄関から施設玄関となりますので、自宅内には特別な事情や利用開始前又は事前に利用者やその家族等から希望があり双方合意の上での対応方法の取り決めがない限り入ることはありません。また、特別な事情や希望により自宅に入った場合の転倒等の事故や、盗難、火災、家電製品、ガス、窓の開閉等による事故について、乙は一切責任を負いません。特別な事情がある場合は、事前にご相談ください。

⑥ 送迎職員が自宅に行った際、利用者の体調が優れないと判断した場合は、その場で利用を控えていただく場合があります。

⑦ 送迎職員が自宅に行った際、利用者の拒否がある場合は、強引に連れて行くことはできません。

⑧ 送迎時は、利用者の家族等又はヘルパー等のお見送り及びお迎えをお願いしていますが、独居や日中独居、その他、事情により困難な場合は、事前にご相談ください。

19）営業時間外の電話について

① 8:30～17：00以外は営業時間外となります。（12/29～1/3も同様）

② 「お電話ありがとうございます。介護老人保健施設水之尾でございます。本日の事務所の営業時間は終了しました。明日以降お電話ください」とアナウンスが流れますが、その後「また、緊急の御用の方はそのままお待ちください」と続き、その後、電話がかかりますので、しばらくお待ちください。

20）その他の重要事項

【1】秘密の保持（個人情報の保護）について

当施設は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。その他、当施設の取り組み、日々の生活の様子等を広報誌、

インターネット等で情報発信していますが、情報発信を希望されない場合は、いつでも申し出ることにより制限することができます。

【2】事故発生時の対応

当施設では、事故を未然に防止するために「事故発生の防止及び発生時の指針」を整備しています。また、事故防止検討委員会を開催（毎月1回）し、従業者に対する研修を定期的に行っています。万一、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が発生した場合は、速やかに適切な措置を図り、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、再発予防に努めています。

【3】利用申込手続き

利用申込書及び主治医連絡書（診療情報提供書）等必要書類提出後、施設で行われる利用検討会議にて利用の可否について医師、看護師、介護士、理学療法士又は作業療法士、管理栄養士、支援相談員、介護支援専門員にて総合的に検討します。また、利用可の判定で利用待機者となった場合でも、混雑している場合はキャンセル待ち登録となる事がありますので予めご了承ください。

【4】お申込方法

3ヵ月前の1日より、利用者を担当している居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員を通して、書面にてお申し込みください。

【5】身元引受人及び保証人について

契約締結にあたり身元引受人及び保証人を定めていただきます。身元引受人及び保証人は、利用者の身の上に関わる一切の事項についての責務を負います。身元引受人及び保証人が死亡したり、破産宣告を受けたりした場合は、新たな身元引受人及び保証人を立てていただきますので速やかに当施設までお申し出ください。

【6】苦情処理の体制及び手順

当施設のサービスについて、ご不明な点や疑問、苦情がございましたら、当施設1階事務室又は支援相談員までお気軽にご相談ください。また、1階公衆電話横のご意見箱を設置していますのでご利用ください。また、介護保険制度では、入所者に安心してサービスを受けていただくため、事業者の窓口・市町村の窓口・公共団体の窓口・神奈川県の相談・苦情窓口を設置し、迅速且つ適切に対応できるよう体制を整えています。

事業所の窓口	介護老人保健施設水之尾　1階事務室又は支援相談員又は1階ご意見箱	電話番号　0465-24-6051 ファックス　0465-24-6073 月曜日から金曜日（8：30～17：00）
近隣市町村の窓口	小田原市高齢介護課	電話番号　0465-33-1827
	南足柄市高齢介護課	電話番号　0465-73-8057
	松田町福祉課	電話番号　0465-83-1226
	真鶴町健康福祉課	電話番号　0465-68-1131
	山北町保険健康課	電話番号　0465-75-3642
	開成町保険健康課	電話番号　0465-84-0320
	箱根町健康福祉課	電話番号　0460-85-7790
神奈川県の窓口	神奈川県高齢福祉課	電話番号　045-210-4856
公共団体の窓口	神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課　介護苦情相談係	電話番号　045-329-3447 苦情専用　0570-022110 土日祝祭日年末年始除く　8：30～17：15

苦情処理の手順

①	当施設の窓口で受けた苦情は、受付担当者又は支援相談担当者が、主訴を確認し記録します。また、必ず責任者に報告します。
②	①で対応しきれない内容については、当施設で会議を行い対応内容を決定する場合があります。また、必要に応じて法律の専門家や弁護士等に相談して決定する場合もあります。

【7】中途解約・契約解除について

①契約の終了（介護老人保健施設水之尾短期入所療養介護契約書第3条）

次の各号に該当する場合は、本契約は終了します。
1.第2条第1項により、契約期間満了日の2週間前までに利用者から更新拒絶の申し入れがあり、かつ契約期間が満了したとき。
2.要介護認定の更新において、利用者が非該当（自立）又は要支援と認定されたとき。
3.　利用者が、病院が病院又は診療所に入院する必要が生じ、利用者又は病院又は診療所が乙に対して通告した入院日。
4.利用者が、他の介護保険施設、有料老人ホーム、グループホーム等への入所が決まり、甲又は入所先又は居宅介護支援事業者が乙に対して通告した退所日。
5.天災、災害、施設設備の故障その他やむを得ない理由により当施設を継続的に利用することができなくなったとき。
6.施設が閉鎖したとき及び縮小するとき及び介護保険の指定を辞退又は取り消されたとき。
7.利用者が死亡したとき。

②利用者からの解除（介護老人保健施設水之尾短期入所療養介護契約書第5条）

1.利用者は事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合、1週間以上の予告期間を以て届け出るものとし、予告期間満了日にこの契約は終了します。
2.事業者が介護保険法その他関係諸法令及び本契約に定める債務を履行しなかった場合又は不法行為を行った場合、利用者は事業者に対し、いつでもこの契約は解除することができます。この場合、解除の意思表示が乙に到達した時点で契約は終了となります。

③事業者からの解除（介護老人保健施設水之尾短期入所療養介護契約書第6条）

1.利用者及び利用者の身元引受人及び保証人及びその家族等（以下「利用者等）。）が、事業者及び他の利用者及び職員に対し、不法行為や次の各号に該当する場合、2週間以上の予告期間を以てこの契約を解除することができます。
2.利用者及び利用者の身元引受人及び保証人が、事業者に支払うべき利用料を1ヶ月分以上滞納し、催促したにもかかわらず、1ヶ月以内に支払わなかった場合。
3利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、事業者での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると事業者が判断した場合。
4.利用者等が、事業者又は事業者の職員又は他の利用者に対し、窃盗、器物損壊、暴行、暴言、誹謗中傷、法令違反、秩序破壊行為、迷惑行為その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は信頼関係が著しく損なわれた場合又は暴力で怪我をさせてしまった場合又は暴言・恫喝・脅迫・イジメ又はそうした行為や言動を行う恐れがあり、事業者が防止策を講じてもこれを防止することができないと事業者が判断した場合又は反社会的行為を行った場合。
5.利用者等が、事業者の職員又は他の利用者に対しハラスメントに相当する行為や言動があり、再三の注意にもかかわらず改善の見込みがないと事業者が判断した場合。
6.利用者等及び事業者は、反社会的勢力ではないことを確約します。利用者及び利用者の4親等以内の家族及び利用者等の関係者に反社会的勢力に属する者やこれらに準ずる者又はその構成員であった者がいた場合

利用者等の関係者に反社会的勢力に属する者やこれらに準ずる者又はその構成員であった者がいた場合。
7.利用者等が、事業者に対して要求するサービスが、通常の介護方法や接遇方法等、通常のサービスでは提供することが困難と事業者が判断した場合。
8.利用者等が、事業者が利用者のためにサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりませんが、説明や協力をしても、利用者等の協力が得られない場合。
9.利用者等が定めている留意事項や禁止事項を遵守せず、適切なサービス提供が困難と事業者が判断した場合。

【9】入所生活中のリスクについて

当施設では、利用者が快適な生活が送れますように原則身体拘束をしないこと、自立した生活を妨げないこと等に配慮しながら安全な環境作りに努めていますが、利用者の自立した行動、心身の状況や病気等が原因により、自宅での生活と同様に危険（転倒、転落等）を伴う可能性があることや、1対1の介護でも全てのリスクを回避することは困難であることを十分にご理解ください。国の基準以上の人員配置を行い、日々対応方法を試行錯誤していますが、下記事項を十分にご理解いただいた上で、入所サービス契約をご検討いただきたいと考えています。ご不明な点等がございましたら、遠慮なくお尋ねください。

①	原則的に身体拘束は行いません。利用者の自立した活動・行動等により転倒・転落・離棟・離設による事故の可能性があります。
②	ナースコール使用を促しても、ナースコールを押さない、ナースコールを押せない、ナースコールを押すことを忘れてしまう、職員を呼ばない、認知機能に何らかの障害があるかた、認知機能が正常なかた、様々な疾患、要介護度等に関わらず、全ての利用者の方に、歩行時の転倒、椅子・便座・車椅子・ベットからの立ち上がり時の転倒、ベットからの転落やベットからのずり落ち、車椅子⇔ベット移乗時や車椅子⇔便座移乗時の転倒により、骨折・外傷、頭蓋内損傷等の恐れがあります。
③	高齢者の骨は脆く、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
④	高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦でも表皮剥離が出来やすい状態にあります。
⑤	健常者では通常感染しない状態であっても、高齢者の免疫力の低下により、疥癬等の感染性皮膚疾患に罹りやすく、悪化しやすい可能性があります。
⑥	高齢者の血管は脆く、軽度の打撲や少しの圧迫であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
⑦	加齢や認知症等の症状により、飲食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。また、個別に食事形態に配慮していますが、盗食等により他の利用者の食事を誤って食べてしまった場合や異食時にも同様の危険性があります。
⑧	高齢者は、加齢等に伴い、肺や気管支等の呼吸器官の機能が低下する為、風邪症状から肺炎等に状態が重篤化する危険性があります。
⑨	脳や心臓の疾患により急変・急死する場合もあります。
⑩	集団生活上又は認知症又は精神疾患を抱えた他の利用者から、暴言・暴力・嫌がらせを受ける可能性があります。
⑪	本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設医師や当施設スタッフや救急隊の判断で緊急に病院搬送を行います。
⑫	利用中は、必要に応じて当施設医師の指示で検査・投薬・処置等を行います。入所時に薬を持参された場合、本人の状態に応じて処方内容を調整することがあります。
⑬	服用されている薬の影響（副作用等）については、ご承知おきくださいますようお願いします。処方内容が不明な場合は遠慮なくお尋ねください。

⑭	他の認知症利用者により、私物を盗まれてしまう可能性や、車椅子を押され車椅子から落ちてしまう可能性、胃瘻や尿道カテーテルの管を悪意なく抜かれてしまう可能性があります。
⑮	要介護認定高齢者の集団生活の特性上、新型コロナウィルス、インフルエンザ、感染性胃腸炎等の感染症に罹患しやすい危険性があります。

令和5年8月1日現在

介護老人保健施設水之尾　短期入所療養介護（ショートステイ）料金早見表

単位（円）

【ご注意】早見表の金額は、あくまでも目安（概算）であり、確定した金額をお約束するものではありません。

		要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
介護保険費用	基本サービス費	865	916	982	1036	1092
	夜勤職員配置加算	25	25	25	25	25
	サービス提供体制加算（Ⅱ）	19	19	19	19	19
	送迎加算（片道）	193	193	193	193	193
	個別リハビリ加算	251	251	251	251	251
介護保険費用の合計（1割）		1,353	1,404	1,470	1,524	1,580
介護保険費用の合計（2割）		2,704	2,806	2,938	3,046	3,159
介護保険費用の合計（3割）		4,055	4,209	4,406	4,569	4,738
日常生活費用	1日の食費	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	居住費	550	550	550	550	550
	おやつ	110	110	110	110	110
	タオル・日用品レンタル料	363	363	363	363	363
日常生活費用の合計		2,823	2,823	2,823	2,823	2,823
洗濯代（1枚85円×2枚の場合）		170	170	170	170	170
1日の金額（1割）		**4,176**	**4,227**	**4,293**	**4,347**	**4,403**
1日の金額（2割）		**5,697**	**5,799**	**5,931**	**6,039**	**6,152**
1日の金額（3割）		**7,048**	**7,202**	**7,399**	**7,562**	**7,731**
1週間の金額（1割）		**29,232**	**29,589**	**30,051**	**30,429**	**30,821**
1週間の金額（2割）		**39,879**	**40,593**	**41,517**	**42,273**	**43,064**
1週間の金額（3割）		**49,336**	**50,414**	**51,793**	**52,934**	**54,117**

認知症ケア加算（認知症専門棟ご利用の場合）　1日81円

理美容代（カットのみ）　1回2,000円

●介護保険負担限度額認定証について（お持ちの方は、上記金額に下記の助成を受ける事が出来ます）

第２段階（食費600円・居住費370円）　1日1,380円助成　１週間9,660円助成

第３段階①（食費1000円・居住費370円）　1日　980円助成　１週間6,860円助成

第３段階②（食費1300円・居住費370円）　1日　680円助成　１週間4,760円助成

年金収入等や預貯金等の条件がありますので、詳細はお住いの市区町村にお問合せください。

●詳細、ご不明な点については事務室までお気軽にお問合せください。

令和5年8月1日現在

水之尾 （介護予防）短期入所 利用料金表（1割負担）

介護保険内（利用者1割負担分）			金額		内容 （1単位＝10．45円）
介護予防	短期入所療養介護費（Ⅰ）＜従来型個室（ⅰ）＞	要支援1	577 単位	603 円/日	個室利用の場合
		要支援2	721 単位	754 円/日	
	短期入所療養介護費（Ⅰ）＜多床室（ⅲ）＞	要支援1	610 単位	638 円/日	4人部屋利用の場合
		要支援2	768 単位	803 円/日	

介護保険内（利用者1割負担分）			金額		内容 （1単位＝10．45円）
短期入所療養介護費（Ⅰ）	＜従来型個室（ⅰ）＞【基本型】	要介護1	752 単位	786 円/日	個室利用の場合
		要介護2	799 単位	835 円/日	
		要介護3	861 単位	900 円/日	
		要介護4	914 単位	956 円/日	
		要介護5	966 単位	1,010 円/日	
	＜多床室（ⅲ）＞【基本型】	要介護1	827 単位	865 円/日	4人部屋利用の場合
		要介護2	876 単位	916 円/日	
		要介護3	939 単位	982 円/日	
		要介護4	991 単位	1,036 円/日	
		要介護5	1,045 単位	1,092 円/日	

加算	夜勤職員配置加算	24 単位	25 円/日	所定の夜勤職員を配置しているため加算
	個別リハビリ加算	240 単位	251 円/日	個別のリハビリをした場合は加算
	認知症ケア加算	76 単位	80 円/日	認知症専門棟への入所した場合は加算
	重度療養管理加算1	120 単位	126 円/日	所定の要件に該当する場合に加算（要介護4・5に限る）
	送迎加算	184 単位	193 円/回	送迎サービスを利用した場合に片道につき加算
	療養食加算	8 単位	9 円/回	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に加算
	緊急時治療管理1	518 単位	542 円/回	病状が重篤となり投薬・検査・注射・処置等行った場合に算定
	サービス提供体制加算（Ⅱ）	18 単位	19 円/回	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が60%以上のため加算
	処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の39／1000		介護報酬算出方式に基づき算出した額
	特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の21／1000		介護報酬算出方式に基づき算出した額
	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の8／1000		介護報酬算出方式に基づき算出した額

食費・居住費（利用者負担分）		金額	内容
	朝食	460 円/食	朝食料金
	昼食	670 円/食	昼食料金
	夕食	670 円/食	夕食料金
多床室	4人部屋	550 円/日	居住費
個室	1人部屋	1,666 円/日	個室の居住費

その他（利用される方のみ負担）		金額		内容
介護保険外	特別な室料	税込	2,530 円/日	個室を利用する場合の特別な室料
	おやつ	税込	110 円/日	1日2回（10時・15時）のおやつ代
	理美容代	税込	2,000 円/回	頭髪カット代（専門業者との契約になります）
	洗濯料		85 円/枚	施設でクリーニングする場合の代金（月に120枚を上限）
	健康管理費	実費		インフルエンザ予防接種などの代金
	特別行事費	実費		特別な行事に参加した場合のみ徴収（夏まつり 日帰り旅行など）
	日用品費	専門業者との契約になります		【注意】専門業者の特別な日用品を利用する場合の代金
	教養娯楽費	実費		希望し実施された場合のみ徴収（クラブ活動・サークル活動など）
	写真代	実費		記念写真などの代金
	健康診断書作成用検査代	実費		診断書を作成するために行う検査の代金
	診断書料（一般）	税込	3,300 円/回	診断書発行文書料
	診断書料（身体障害者）	税込	5,500 円/回	身障用診断書発行文書料（登録医が不在のためサービス中止）
	コピー機使用料	税込	20 円/枚	コピー代金
	証明書及び領収書再発行手数料	税込	1,100 円/枚	各種の証明書発行手数料及び領収書の再発行手数料

令和5年8月1日現在

水之尾 （介護予防）短期入所 利用料金表（2割負担）

介護保険内（利用者2割負担分）			金額	内容（1単位＝10．45円）
介護予防	短期入所療養介護費（Ⅰ）＜従来型個室（ⅰ）＞	要支援1	577 単位 1,206 円/日	個室利用の場合
		要支援2	721 単位 1,507 円/日	
	短期入所療養介護費（Ⅰ）＜多床室（ⅲ）＞	要支援1	610 単位 1,275 円/日	4人部屋利用の場合
		要支援2	768 単位 1,605 円/日	

介護保険内（利用者1割負担分）			金額	内容（1単位＝10．45円）
短期入所療養介護費（Ⅰ）	＜従来型個室（ⅰ）＞【基本型】	要介護1	752 単位 1,572 円/日	個室利用の場合
		要介護2	799 単位 1,670 円/日	
		要介護3	861 単位 1,800 円/日	
		要介護4	914 単位 1,911 円/日	
		要介護5	966 単位 2,019 円/日	
	＜多床室（ⅲ）＞【基本型】	要介護1	827 単位 1,729 円/日	4人部屋利用の場合
		要介護2	876 単位 1,831 円/日	
		要介護3	939 単位 1,963 円/日	
		要介護4	991 単位 2,071 円/日	
		要介護5	1,045 単位 2,184 円/日	

加算	夜勤職員配置加算	24 単位 50 円/日	所定の夜勤職員を配置しているため加算
	個別リハビリ加算	240 単位 502 円/日	個別のリハビリをした場合は加算
	認知症ケア加算	76 単位 159 円/日	認知症専門棟への入所した場合は加算
	重度療養管理加算1	120 単位 251 円/日	所定の要件に該当する場合に加算（要介護4・5に限る）
	送迎加算	184 単位 385 円/回	送迎サービスを利用した場合に片道につき加算
	療養食加算	8 単位 17 円/回	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に加算
	緊急時治療管理1	518 単位 1,083 円/回	病状が重篤となり投薬・検査・注射・処置等行った場合に算定
	サービス提供体制加算（Ⅱ）	18 単位 38 円/回	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が60%以上のため加算
	処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の39／1000	介護報酬算出方式に基づき算出した額
	特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の21／1000	介護報酬算出方式に基づき算出した額
	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の8／1000	介護報酬算出方式に基づき算出した額

食費・居住費（利用者負担分）		金額	内容
	朝食	460 円/食	朝食料金
	昼食	670 円/食	昼食料金
	夕食	670 円/食	夕食料金
多床室	4人部屋	550 円/日	居住費
個室	1人部屋	1,666 円/日	個室の居住費

その他（利用される方のみ負担）		金額	内容
介護保険外	特別な室料	税込 2,530 円/日	個室を利用する場合の特別な室料
	おやつ	税込 110 円/日	1日2回（10時・15時）のおやつ代
	理美容代	税込 2,000 円/回	頭髪カット代（専門業者との契約になります）
	洗濯料	85 円/枚	施設でクリーニングする場合の代金（月に120枚を上限）
	健康管理費	実費	インフルエンザ予防接種などの代金
	特別行事費	実費	特別な行事に参加した場合のみ徴収（夏まつり 日帰り旅行など）
	日用品費	専門業者との契約になります	【注意】専門業者の特別な日用品を利用する場合の代金
	教養娯楽費	実費	希望し実施された場合のみ徴収（クラブ活動・サークル活動など）
	写真代	実費	記念写真などの代金
	健康診断書作成用検査代	実費	診断書を作成するために行う検査の代金
	診断書料（一般）	税込 3,300 円/回	診断書発行文書料
	診断書料（身体障害者）	税込 5,500 円/回	身障用診断書発行文書料（登録医が不在のためサービス中止）
	コピー機使用料	税込 20 円/枚	コピー代金
	証明書及び領収書再発行手数料	税込 1,100 円/枚	各種の証明書発行手数料及び領収書の再発行手数料

令和5年8月1日現在

水之尾 （介護予防）短期入所 利用料金表（3割負担）

介護保険内（利用者3割負担分）			金額	内容 （1単位＝10．45円）
介護予防	短期入所療養介護費（Ⅰ）＜従来型個室（ⅰ）＞	要支援1	577 単位 1,809 円/日	個室利用の場合
		要支援2	721 単位 2,261 円/日	
	短期入所療養介護費（Ⅰ）＜多床室（ⅲ）＞	要支援1	610 単位 1,913 円/日	4人部屋利用の場合
		要支援2	768 単位 2,408 円/日	

介護保険内（利用者1割負担分）			金額	内容 （1単位＝10．45円）
短期入所療養介護費（Ⅰ）	＜従来型個室（ⅰ）＞【基本型】	要介護1	752 単位 2,358 円/日	個室利用の場合
		要介護2	799 単位 2,505 円/日	
		要介護3	861 単位 2,700 円/日	
		要介護4	914 単位 2,866 円/日	
		要介護5	966 単位 3,029 円/日	
	＜多床室（ⅲ）＞【基本型】	要介護1	827 単位 2,593 円/日	4人部屋利用の場合
		要介護2	876 単位 2,747 円/日	
		要介護3	939 単位 2,944 円/日	
		要介護4	991 単位 3,107 円/日	
		要介護5	1,045 単位 3,276 円/日	

加算	夜勤職員配置加算	24 単位 75 円/日	所定の夜勤職員を配置しているため加算
	個別リハビリ加算	240 単位 753 円/日	個別のリハビリをした場合は加算
	認知症ケア加算	76 単位 239 円/日	認知症専門棟への入所した場合は加算
	重度療養管理加算1	120 単位 377 円/日	所定の要件に該当する場合に加算（要介護4・5に限る）
	送迎加算	184 単位 577 円/回	送迎サービスを利用した場合に片道につき加算
	療養食加算	8 単位 25 円/回	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に加算
	緊急時治療管理1	518 単位 1,624 円/回	病状が重篤となり投薬・検査・注射・処置等行った場合に算定
	サービス提供体制加算（Ⅱ）	18 単位 57 円/回	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が60%以上のため加算
	処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の39／1000	介護報酬算出方式に基づき算出した額
	特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の21／1000	介護報酬算出方式に基づき算出した額
	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の8／1000	介護報酬算出方式に基づき算出した額

食費・居住費（利用者負担分）		金額	内容
	朝食	460 円/食	朝食料金
	昼食	670 円/食	昼食料金
	夕食	670 円/食	夕食料金
多床室	4人部屋	550 円/日	居住費
個室	1人部屋	1,666 円/日	個室の居住費

その他（利用される方のみ負担）		金額	内容
介護保険外	特別な室料	税込 2,530 円/日	個室を利用する場合の特別な室料
	おやつ	税込 110 円/日	1日2回（10時・15時）のおやつ代
	理美容代	税込 2,000 円/回	頭髪カット代（専門業者との契約になります）
	洗濯料	85 円/枚	施設でクリーニングする場合の代金（月に120枚を上限）
	健康管理費	実費	インフルエンザ予防接種などの代金
	特別行事費	実費	特別な行事に参加した場合のみ徴収（夏まつり 日帰り旅行など）
	日用品費	専門業者との契約になります	【注意】専門業者の特別な日用品を利用する場合の代金
	教養娯楽費	実費	希望し実施された場合のみ徴収（クラブ活動・サークル活動など）
	写真代	実費	記念写真などの代金
	健康診断書作成用検査代	実費	診断書を作成するために行う検査の代金
	診断書料（一般）	税込 3,300 円/回	診断書発行文書料
	診断書料（身体障害者）	税込 5,500 円/回	身障用診断書発行文書料（登録医が不在のためサービス中止）
	コピー機使用料	税込 20 円/枚	コピー代金
	証明書及び領収書再発行手数料	税込 1,100 円/枚	各種の証明書発行手数料及び領収書の再発行手数料

21）本重要事項説明書の説明年月日

説明年月日：20　　年　　月　　日　　（施設記入欄）

私は、本書面に基づいて、介護老人保健施設水之尾短期入所療養介護重要事項説明書を説明し、交付しました。尚、本書面は２通作成し、利用者及び事業者は署名捺印の上、各１通を保有するものとします。

事業者　　事業者名　介護老人保健施設水之尾

所在地　　神奈川県小田原市水之尾38-1

説明者　　㊞

私は、利用申込及び利用契約にあたり、介護老人保健施設水之尾短期入所療養介護重要事項説明書により重要事項の説明を確かに受け、その内容を確かに受け、その内容に同意し、交付を受けました。

ご利用される方

利用者（短期入所者）	氏名	
	住所	
私は、利用者（入所者）に代わり、上記署名を行いました。私は、本人の契約意思を確認しました。		
代筆者（代筆した場合のみ記入）	氏名	

署名した場合のみ記入

私は、利用申込及び利用契約にあたり、介護老人保健施設水之尾短期入所療養介護重要事項説明書により重要事項の説明を確かに受け、利用者の契約意思を確認（契約意思表示が困難な場合や行為能力が十分でない場合は利用者の意向を推測）し、その内容に同意し、交付を受けました。

ご家族さま

利用者の家族等	氏名	

＊代筆者がいる場合は、代筆者と同じ氏名。